平成２０年（フ）第１８１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目17番28号
破産者　ノヴァ・スペース・デザイン株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１９１号
大阪市大正区泉尾６丁目１番10号
破産者　株式会社フジサカ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２９号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目６番18号
破産者　伸栄建設株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３９号
大阪市北区中津２丁目６番６―301号
破産者　有限会社ライラ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５２号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番31号
破産者　株式会社ａｂｓｏｌｕｔｅ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６２号
大阪府豊中市柴原町３丁目２番５号
破産者　有限会社いわきや塗装
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６２号
大阪府豊中市稲津町２丁目５番７号
破産者　株式会社日研製作所
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７号
大阪市中央区瓦町４丁目４番７号荒川ビル701号
破産者　新生物産株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９号
堺市堺区甲斐町西３丁２番26号
破産者　有限会社ワイシーユープロデュース
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番29号３Ｃ
破産者　有限会社ドリームプランニング
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９号
大阪府大東市大東町７―48―110、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区姫島２丁目14番10号
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６号
堺市西区浜寺元町６丁853番地の１
破産者　株式会社比良商事
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８０号
大阪府松原市天美我堂４丁目６番13号
破産者　有限会社中井
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７３号
大阪府羽曳野市西浦1291番地
破産者　平田設備こと　亡平田三夫相続財産
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
兵庫県西宮市今津水波町２番５号
破産者　有限会社松本塗装工業所
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１４４号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目38番地の２
破産者　株式会社司工務店
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４４号
兵庫県姫路市飾磨区構２丁目143番地１
破産者　有限会社サン・ワークス
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０号
和歌山県御坊市薗595番地
破産者　株式会社葵丸商店
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１４１１号
札幌市手稲区稲穂３条４丁目６番34号
破産者　トーヨー化工株式会社
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県稲敷市柴崎6773番地
破産者　有限会社横田石油
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
岐阜市茜部大川１丁目35番地の３
破産者　有限会社丸幸梱包
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２９号
岐阜市茜部大川１丁目35番地２
破産者　矢野　尚武
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４９号
岐阜市曽我屋1681番地４
破産者　村木　美里
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所